青森市指定一般・特定・障害児相談支援事業者　自主点検表・指導調書

【指定地域移行支援・指定地域定着支援・指定計画相談支援・指定障害児相談支援】

|  |  |
| --- | --- |
|  | （自己点検表作成日：　令和　　　　年　　　　月　　　　日　） |
| 事業者名（法人等） | 　 |
| 事業所名 | 　 |
| 指定サービス種類 | 地域移行支援　／　地域定着支援　／　計画相談支援　／　障害児相談支援 ※　該当箇所に　”○“ |
| 記入者・担当者 | （ 職名 ）　 | （ 氏名 ）　 |
| E-mailアドレス | 　 |
| 連絡先電話番号 | 　 |
| ※市担当者記入欄 | 実地指導実施日：　令和　　　　年　　　　月　　　　日　 |

■記載上の注意

・【４事業共通】は全事業所、【指定○○○○】については該当するサービスの指定を受けている事業所が対象となります。

・各項目については、実地指導の実施年月の前月初日現在の状況で点検を行い、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。

・また、特に補足することがある場合は、余白に記載又は適宜様式（任意様式）を追加してください。

■用語の略称

・地域相談指定基準：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）

・計画相談指定基準：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）

・障害児相談指定基準：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

・法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

・法施行規則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

・平21厚告第176号：厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）

・平24厚告第124号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）

・平24厚告第125号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域計画支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）

・平24厚告第126号：児童福祉法に基づく障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）

・平24厚告第225号：指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）

・平24厚告第226号：指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）

・平24厚告第227号：指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）

・平24厚告第233号：厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第233号）

・平27厚告第180号：厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号）

・平27厚告第181号：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）

青森市　R5.5.22改定

第１　基本方針

|  | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　基本方針 | 【４事業共通】（１）事業は、利用者（障害児を含む。）又は障害児の保護者（利用者が障害児の場合、以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。 | ・地域相談指定基準第2条第2項、第39条第2項・計画相談指定基準第2条第1項・障害児相談指定基準第2条第1項 | □適□不適 |
| 【指定地域移行支援】（２）事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものとなっているか。また、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | ・地域相談指定基準第2条第1項、第3項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域定着支援】（３）事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われるものとなっているか。また、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | ・地域相談指定基準第39条第1項、第3項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（４）事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。また、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | ・計画相談指定基準第2条第2項、第3項、第6項・障害児相談指定基準第2条第2項、第3項、第6項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（５）事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。 | ・計画相談指定基準第2条第4項・障害児相談指定基準第2条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（６）事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。 | ・計画相談指定基準第2条第5項・障害児相談指定基準第2条第5項 | □適□不適□該当なし |
| １　基本方針 | 【４事業共通】（７）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。  | ・地域相談指定基準第2条第4項、第39条第4項・計画相談指定基準第2条第7項・障害児相談指定基準第2条第7項 | □適□不適 |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（８）サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。 | ・計画相談指定基準第2条第8項・障害児相談指定基準第2条第8項 | □適□不適□該当なし |

第２　人員に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　指定地域移行支援（地域定着支援）従事者 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する者を置いているか。※専従が原則であるが、業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | ・地域相談指定基準第3条第1項 | □適□不適□該当なし |
| ２　相談支援専門員 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）事業所ごとに置いている従事者のうち1人以上は、相談支援専門員としているか。 | ・地域相談指定基準第3条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（２）事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置いているか。※専従が原則であるが、業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

|  |
| --- |
| 指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は指定障害児通所支援事業所の業務と兼務する場合において、当該事業所等を利用する利用者又は障害児の継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助については、中立性の確保や当該事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次の場合を除き、当該事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本とする。（支給決定、通所給付決定の更新又は変更に係るサービス利用支援及び障害児支援利用援助においても同様。）①身近な地域に指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業者がない場合②支給決定、通所給付決定又は決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該決定等から概ね3ヶ月以内の場合③その他市町村がやむを得ないと認める場合 |

 | ・計画相談指定基準第3条第1項・障害児相談指定基準第3条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（３）相談支援専門員の員数は、計画相談支援対象者等及び障害児相談支援対象保護者の数（前6月の平均値）が35又はその端数を増すごとに1としているか。 | ・計画相談指定基準第3条第2項、第3項・障害児相談指定基準第3条第2項、第3項 | □適□不適□該当なし |
| ２　相談支援専門員 | 【４事業共通】（４）相談支援専門員は、以下の①から③の要件をいずれも満たしているか。①次のアからエのいずれかの実務経験者であること。ア　平成18年10月1日において下記施設等の従事者であった者が、同年9月30日までの間に、相談支援の業務その他これに準ずる業務に3年以上従事する者ⅰ　障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業ⅱ　精神障害者地域生活支援センターイ　ａ，ｂ，ｃ，ｄの期間が通算して5年以上である者ａ　下記施設等の従事者が、相談支援業務その他これに準ずる業務に5年以上従事した期間ⅰ　障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業ⅱ　児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所ⅲ　障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、旧身体障害者更生施設、旧知的障害者更生施設、旧精神障害者社会復帰施設、旧指定居宅介護支援事業所ⅳ　医療機関等（次のいずれかに該当する者に限る。）・社会福祉主事任用資格を有する者　・相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者・下記の国家資格等を有する者　　　・ⅰ～ⅲに従事した期間が1年以上である者ｂ　下記施設等の従事者で、社会福祉主事任用資格者等である者が、介護等の業務に従事した期間ⅰ　障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、医療機関等の病室であって療養病床に係るものⅱ　障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業ⅲ　病院、診療所、薬局、訪問看護事業所ｃ　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事した期間ｄ　特別支援学校において就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間ウ　イｂの施設等の従事者で、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間が通算して10年以上である者エ　下記の国家資格等に係る業務に5年以上、かつイ及びウの業務に3年以上従事する者②下記のいずれかの研修を修了し、証明書の交付を受けた者。ア　相談支援従事者初任者研修イ　旧相談支援従事者初任者研修ウ　平成18年10月1日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長が行った相談支援の業務に関する研修③②の研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降、5年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修を修了し、証明書の交付を受けた者。※②の研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。※国家資格等：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士 | ・平24厚告第225号・平24厚告第226号・平24厚告第227号 | □適□不適 |
| ３　管理者 | 【４事業共通】（１）専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。※原則として専従であること。ただし、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、以下の職務を兼務できる。①当該事業所の従事者②同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等の範囲にある他の事業所、施設の管理者又は従業者との兼務。（兼務の内容は問わないが、あくまで業務に支障がない場合に限られる。） | ・地域相談指定基準第4条・計画相談指定基準第4条・障害児相談指定基準第4条 | □適□不適 |
| ４　従たる事業所を設置する場合の特例 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）従たる事業所を設置する場合は、主たる事業所の相談支援専門員及び従たる事業所の相談支援専門員のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専従となっているか。 | ・計画相談指定基準第4条の2・障害児相談指定基準第4条の2 | □適□不適□該当なし |

第３　運営に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　内容及び手続の説明及び同意 | 【４事業共通】（１）利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）を記したパンフレット等（書面）を交付して説明を行い、支援の提供の開始について同意を得ているか。※同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。 | ・地域相談指定基準第5条第1項・計画相談指定基準第5条第1項・障害児相談指定基準第5条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）利用契約をしたときは、障害の特性に配慮しつつ、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）を交付しているか。※社会福祉法第77条　社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。一　当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地二　当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容三　当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項四　その他厚生労働省令で定める事項２　社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。 | ・地域相談指定基準第5条第2項・計画相談指定基準第5条第2項・障害児相談指定基準第5条第2項 | □適□不適 |
| ２　契約内容の報告等 | 【４事業共通】（１）利用契約をしたときは、遅滞なく市町村に報告しているか。 | ・地域相談指定基準第6条・計画相談指定基準第6条第1項・障害児相談指定基準第6条第1項 | □適□不適 |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（２）サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを遅滞なく市町村に対し提出しているか。※モニタリングについては、下記の場合提出すること①支給決定の更新や変更が必要となる場合。②モニタリング期間の変更又は設定のし直しが必要な場合 | ・計画相談指定基準第6条第2項・障害児相談指定基準第6条第2項 | □適□不適□該当なし |
| ３　提供拒否の禁止 | 【４事業共通】（１）正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。※正当な理由①当該事業所の現員からは利用申し込みに対応しきれない場合②申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合③主たる対象とする障害の種類に該当せず、適切なサービスを提供することが困難である場合④その他、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難である場合 | ・地域相談指定基準第7条・計画相談指定基準第7条・障害児相談指定基準第7条 | □適□不適□該当なし |
| ４　連絡調整に対する協力 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）サービス利用について、市町村又は特定相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力しているか。 | ・地域相談指定基準第8条 | □適□不適□該当なし |
| ５　サービス提供困難時の対応 | 【４事業共通】（１）通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスを提供することが困難な場合は、利用申込者に対し、他の事業者を紹介する等の必要な措置を速やかに講じているか。 | ・地域相談指定基準第9条・計画相談指定基準第8条・障害児相談指定基準第8条 | □適□不適□該当なし |
| ６　受給資格の確認 | 【４事業共通】（１）サービスの提供に当たり、受給者証、地域相談支援受給者証又は通所受給者証（受給者証等）により、モニタリング期間、支給決定又は給付決定の有無、有効期間、支給量等を確かめているか。※指定計画相談支援、指定障害児相談支援においては、支給決定等を受けていない利用者にサービス等利用計画、障害児支援利用計画を作成するときは、市町村からの作成依頼書によって確かめることとする。 | ・地域相談指定基準第10条・計画相談指定基準第9条・障害児相談指定基準第9条 | □適□不適 |
| ７　支給決定又は給付決定の申請に係る援助 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）給付決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | ・地域相談指定基準第11条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）支給決定又は給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は給付決定の申請について、給付決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っているか。 | ・地域相談指定基準第11条第2項・計画相談指定基準第10条・障害児相談指定基準第10条 | □適□不適□該当なし |
| ８　心身の状況等の把握 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | ・地域相談指定基準第12条 | □適□不適□該当なし |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）サービスの提供に当たり、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・地域相談指定基準第13条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（２）サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・地域相談指定基準第13条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 10　身分を証する書類の携帯 | 【４事業共通】（１）従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしているか。※身分証には指定事業所の名称及び従業者の氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | ・地域相談指定基準第14条・計画相談指定基準第11条・障害児相談指定基準第11条 | □適□不適 |
| 11　サービスの提供の記録 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）サービスを提供した際に、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項をその都度記録しているか。 | ・地域相談指定基準第15条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（２）サービス提供の記録に際し、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。 | ・地域相談指定基準第15条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 12　給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）給付決定障害者に金銭の支払いを求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。（あいまいな名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められない。） | ・地域相談指定基準第16条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（２）金銭の支払いを求める際に、使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、給付決定障害者に対して説明を行い、同意を得ているか。※13の（１）及び（２）はこの限りではない。 | ・地域相談指定基準第16条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 13　利用者負担額等の受領 | 【４事業共通】（１）法定代理受領を行わないサービスを提供した際に、厚生労働大臣が定める基準額を受領しているか。 | ・地域相談指定基準第17条第1項・計画相談指定基準第12条第1項・障害児相談指定基準第12条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合に、利用者等から受領する交通費は実費相当額となっているか。また、あらかじめその費用について説明を行い、同意を得ているか。 | ・地域相談指定基準第17条第2項、第4項・計画相談指定基準第12条第2項、第4項・障害児相談指定基準第12条第2項、第4項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（３）（１）から（２）の費用を受領した場合に、利用者等に対し領収書を交付しているか。 | ・地域相談指定基準第17条第3項・計画相談指定基準第12条第3項・障害児相談指定基準第12条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 14　利用者負担額に係る管理 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）利用負担額の管理（上限額管理）を行っている場合、障害福祉サービス費及び利用者負担合計額の算定は適正か。 | ・計画相談指定基準第13条・障害児相談指定基準第13条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（２）上限額管理を行う事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び他事業者に通知しているか。 | ・計画相談指定基準第13条・障害児相談指定基準第13条 | □適□不適□該当なし |
| 15　給付費の額に係る通知等 | 【４事業共通】（１）法定代理受領により市町村から給付費を支給された場合、利用者等に対しその額を通知しているか。 | ・地域相談指定基準第18条第1項・計画相談指定基準第14条第1項・障害児相談指定基準第14条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 15　給付費の額に係る通知等 | 【４事業共通】（２）法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者等が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付しているか。 | ・地域相談指定基準第18条第2項・計画相談指定基準第14条第2項・障害児相談指定基準第14条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 16　具体的取扱方針 | 【指定地域移行支援】（１）管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させているか。 | ・地域相談指定基準第19条第1号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域定着支援】（２）管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させているか。 | ・地域相談指定基準第41条第1号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（３）管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者及び指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせているか。 | ・地域相談指定基準第19条第2号・地域相談指定基準第41条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（４）管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 | ・計画相談指定基準第15条第1項・障害児相談指定基準第15条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（５）事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | ・地域相談指定基準第19条第3号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域定着支援】（６）事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っているか。 | ・地域相談指定基準第41条第3号 | □適□不適□該当なし |
| 16　具体的取扱方針 | 【４事業共通】（７）サービスの提供に当たっては、利用者又はその保護者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 | ・地域相談支援指定基準第19条第4号、第41条第4号・計画相談指定基準第15条第1項・障害児相談指定基準第15条第1項 | □適□不適 |
| 17　サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成等 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）相談支援専門員は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び変更に当たっては、利用者等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 | ・計画相談指定基準第15条第2項・障害児相談指定基準第15条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（２）相談支援専門員は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（３）相談支援専門員は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定通所支援に加えて、これらのサービス以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上又は障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（４）相談支援専門員は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び変更の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者又は指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（５）相談支援専門員は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び変更に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（６）相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | □適□不適□該当なし |
| 17　サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成等 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（７）相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、計画の実施状況の把握（モニタリング）の期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を作成しているか。 | ・計画相談指定基準第15条第2項・障害児相談指定基準第15条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援】（８）相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められるものを除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（９）相談支援専門員は、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等又は障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又はその保護者の同意を得ているか。 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（10）相談支援専門員は、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を利用者等に交付しているか。 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（11）相談支援専門員は、支給決定又は給付決定を踏まえてサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、当該変更を行なったサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者を召集して行うサービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の開催等により、当該サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の内容について説明を行うととともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（12）相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（13）相談支援専門員は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成及び変更した際には、当該サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。 | □適□不適□該当なし |
| 17　サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成等 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（14）相談支援専門員は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成後、モニタリングを行い、必要に応じてサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。 | ・計画相談指定基準第15条第2項・障害児相談指定基準第15条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（15）相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、モニタリングの期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（16）相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者等が指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（17）相談支援専門員は、指定障害者支援施設、指定障害児入所施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。 | □適□不適□該当なし |
| 18　サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の書類の交付 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）利用者等が他の指定特定相談支援事業者又は他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 | ・計画相談指定基準第16条・障害児相談指定基準第16条 | □適□不適□該当なし |
| 19　地域移行支援計画の作成等 | 【指定地域移行支援】（１）指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画を作成しているか。 | ・地域相談指定基準第20条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（２）指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成及び変更に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | ・地域相談指定基準第20条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（３）指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。また、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | ・地域相談指定基準第20条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 19　地域移行支援計画の作成等 | 【指定地域移行支援】（４）指定地域移行支援従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しているか。また、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | ・地域相談指定基準第20条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（５）指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成及び変更に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う計画作成会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。 | ・地域相談指定基準第20条第5項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（６）指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成及び変更に当たって、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | ・地域相談指定基準第20条第6項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（７）指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成及び変更した際に、当該地域移行支援計画を利用者に交付しているか。 | ・地域相談指定基準第20条第7項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（８）指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っているか。 | ・地域相談指定基準第20条第8項 | □適□不適□該当なし |
| 20　地域定着支援台帳の作成等 | 【指定地域定着支援】（１）指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成しているか。 | ・地域相談指定基準第42条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域定着支援】（２）指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成及び変更に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っているか。 | ・地域相談指定基準第42条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域定着支援】（３）指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。また、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | ・地域相談指定基準第42条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 20　地域定着支援台帳の作成等 | 【指定地域定着支援】（４）指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。 | ・地域相談指定基準第42条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 21　地域における生活に移行するための活動に関する支援 | 【指定地域移行支援】（１）利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。 | ・地域相談指定基準第21条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（２）利用者に対し、（１）の支援を提供するに当たっては、おおむね週に一回以上、利用者のとの対面により行われているか。 | ・地域相談指定基準第21条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 22　障害福祉サービスの体験的な利用支援 | 【指定地域移行支援】（１）障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。※原則として指定地域移行支援事業者が同行する。 | ・地域相談指定基準第22条 | □適□不適□該当なし |
| 23　体験的な宿泊支援 | 【指定地域移行支援】（１）体験的な宿泊支援について、次の要件を満たす場所において行っているか。①利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。②衛生的に管理されている場所であること。※指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことが可能。 | ・地域相談指定基準第23条 | □適□不適□該当なし |
| 24　関係機関との連絡調整等 | 【指定地域移行支援】（１）サービスを提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。 | ・地域相談指定基準第24条 | □適□不適□該当なし |
| 25　常時の連絡体制の確保等 | 【指定地域定着支援】（１）利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか（夜間に職員を配置するほか、携帯電話等により常時の連絡体制を確保することも可）。また、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。 | ・地域相談指定基準第43条 | □適□不適□該当なし |
| 26　緊急の事態における支援等 | 【指定地域定着支援】（１）利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。 | ・地域相談指定基準第44条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 26　緊急の事態における支援等 | 【指定地域定着支援】（２）（１）の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。また、一時的な滞在による支援については、次に掲げる要件を満たす場所において行っているか。①利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること②衛生的に管理されている場所であること※一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。 | ・地域相談指定基準第44条第2項、第3項、第4項 | □適□不適□該当なし |
| 27　市町村への通知 | 【４事業共通】（１）利用者等が、偽りその他不正な行為によって給付費を受け、又は受けようとしたとき、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | ・地域相談指定基準第25条・計画相談指定基準第17条・障害児相談指定基準第17条 | □適□不適□該当なし |
| 28　管理者の責務 | 【４事業共通】（１）管理者は、従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。また、指定基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。 | ・地域相談指定基準第26条・計画相談指定基準第18条・障害児相談指定基準第18条 | □適□不適 |
| 29　運営規程 | 【４事業共通】（１）事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④サービスの提供方法及び内容（サービスの内容及び利用者から相談を受ける場所、課題分析の手順等）並びに利用者等から受領する費用及びその額⑤通常の事業の実施地域（客観的にその区域が特定されるようにすること。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスを行うことは差し支えない）⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦虐待の防止のための措置に関する事項（責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、従業者に対する研修の実施など）⑧その他運営に関する重要事項（事故発生時の対応等）※同一敷地内で複数のサービス事業の指定を受け一体的に実施する場合は、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。 | ・地域相談指定基準第27条・計画相談指定基準第19条・障害児相談指定基準第19条 | □適□不適 |
| 30　勤務体制の確保等 | 【４事業共通】（１）利用者等に対して適切なサービスが提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 | ・地域相談指定基準第28条第1項・計画相談指定基準第20条第1項・障害児相談指定基準第20条第1項 | □適□不適 |
| 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（２）指定事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。※22、23について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行なわれる場合や、退院・退所後の居住予定地が遠隔地のため住居の確保及び関係機関との連絡調整等を他の指定地域移行支援事業者に委託する場合はその限りではない。※他の指定地域移行支援事業者へ委託する場合は、実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 | ・地域相談指定基準第28条第2項、第3項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（３）指定事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 | ・計画相談指定基準第20条第2項・障害児相談指定基準第20条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（４）従業者の資質向上のため、当該事業所以外の者が実施する研修や当該事業所内の研修への従業者の参加の機会を確保しているか。 | ・地域相談指定基準第28条第4項・計画相談指定基準第20条第3項・障害児相談指定基準第20条第3項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（５）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」を参照。 | ・地域相談指定基準第28条第5項・計画相談指定基準第20条第4項・障害児相談指定基準第20条第4項 | □適□不適 |
| 31　業務継続計画の策定等 | 【４事業共通】（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・地域相談指定基準第28条の2第1項・計画相談指定基準第20条の2第1項・障害児相談指定基準第20条の2第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・地域相談指定基準第28条の2第2項・計画相談指定基準第20条の2第2項・障害児相談指定基準第20条の2第2項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・地域相談指定基準第28条の2第3項・計画相談指定基準第20条の2第3項・障害児相談指定基準第20条の2第3項 | □適□不適 |
| 32　設備及び備品等 | 【４事業共通】（１）事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等（※）を備えているか。※①事務室②受付等のスペースの確保③その他サービス提供に必要な設備及び備品等 | ・地域相談指定基準第29条・計画相談指定基準第21条・障害児相談指定基準第21条 | □適□不適 |
| 33　衛生管理等 | 【４事業共通】（１）従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。また、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | ・地域相談指定基準第30条第1項、第2項・計画相談指定基準第22条第1項、第2項・障害児相談指定基準第22条第1項、第2項 | □適□不適 |
| 33　衛生管理等 | 【４事業共通】（２）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備③従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・地域相談指定基準第30条第3項・計画相談指定基準第22条第3項・障害児相談指定基準第22条第3項 | □適□不適 |
| 34　掲示 | 【４事業共通】（１）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、サービスの実施状況、従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示しているか。また、これらの事項の公表に努めているか。※書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | ・地域相談指定基準第31条・計画相談指定基準第23条・障害児相談指定基準第23条 | □適□不適 |
| 35　秘密保持等 | 【４事業共通】（１）従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | ・地域相談指定基準第32条第1項・計画相談指定基準第24条第1項・障害児相談指定基準第24条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。※一例として、従業者と雇用契約時に取り決めを行う等、なお、退職後も秘密は保持する必要がある。 | ・地域相談指定基準第32条第2項・計画相談指定基準第24条第2項・障害児相談指定基準第24条第2項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）計画作成会議・サービス担当者会議等において、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意（サービス提供開始時に包括的な同意を得ておくことで可）を得ているか。 | ・地域相談指定基準第32条第3項・計画相談指定基準第24条第3項・障害児相談指定基準第24条第3項 | □適□不適 |
| 36　情報の提供等 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業者が実施する事業内容の情報提供に努めているか。 | ・地域相談指定基準第33条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 36　情報の提供等 | 【４事業共通】（２）当該事業者について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | ・地域相談指定基準第33条第2項・計画相談指定基準第25条・障害児相談指定基準第25条 | □適□不適□該当なし |
| 37　利益供与等の禁止 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | ・地域相談指定基準第34条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（２）指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | ・地域相談指定基準第34条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（３）事業者及び事業所の管理者は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 | ・計画相談指定基準第26条第1項・障害児相談指定基準第26条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（４）相談支援専門員は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 | ・計画相談指定基準第26条第2項・障害児相談指定基準第26条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（５）サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受してはいないか。 | ・計画相談指定基準第26条第3項・障害児相談指定基準第26条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 38　苦情解決 | 【４事業共通】（１）利用者又は家族からの提供したサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置（相談窓口、苦情解決体制の整備、運営規程への記載等）を講じ、当該措置の内容を周知しているか。※当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい | ・地域相談指定基準第35条第1項・計画相談指定基準第27条第1項・障害児相談指定基準第27条第1項 | □適□不適 |
| 38　苦情解決 | 【４事業共通】（２）（１）の苦情を受け付けた場合に、受付日、内容等を記録しているか。 | ・地域相談指定基準第35条第2項・計画相談指定基準第27条第2項・障害児相談指定基準第27条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（３）提供したサービスに関し、法第10条第1項、法第11条第2項、第51条の27第1項及び同条第2項並びに児童福祉法第24条の3第1項、第57条の3の2第1項及び第57条の3の3第4項の規定による報告若しくは帳簿書類その他物件の提出若しくは提示の命令又は質問若しくは指定事業者の設備若しくは帳簿書類その他物件の検査に応じているか。また、利用者又はその家族からの苦情に関して厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村等が行う調査に協力し、指導等があった場合は、必要な改善を行っているか。※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。第11条　（略）２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。第51条の27　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者(以下この項において「指定一般相談支援事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定一般相談支援事業者の当該指定に係る一般相談支援事業所、事務所その他当該指定地域相談支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。２　市町村長は、必要があると認めるときは、指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者(以下この項において「指定特定相談支援事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定特定相談支援事業者の当該指定に係る特定相談支援事業所、事務所その他当該指定計画相談支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 | ・地域相談指定基準第35条第3項、第4項、第5項・計画相談指定基準第27条第3項、第4項、第5項・障害児相談指定基準第27条第3項、第4項、第5項 | □適□不適□該当なし |
| 38　苦情解決 | （前頁の続き）※児童福祉法第24条の34　市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定障害児相談支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他指定障害児相談支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。第57条の3の2　市町村は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。第57条の3の3　（略）４　厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行つた者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた障害児通所支援若しくは障害児相談支援に関し、報告若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対し質問させることができる。 |  |  |
| 【４事業共通】（４）市長等から求めがあった場合に、（３）の改善内容を報告しているか。 | ・地域相談指定基準第35条第6項・計画相談指定基準第27条第6項・障害児相談指定基準第27条第6項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（５）運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力しているか。※社会福祉法第85条　運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。２　運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。 | ・地域相談指定基準第35条第7項・計画相談指定基準第27条第7項・障害児相談指定基準第27条第7項 | □適□不適□該当なし |
| 39　事故発生時の対応 | 【４事業共通】（１）利用者へのサービス提供により事故が発生した場合は、市、支給決定市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。※事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救急講習等を受講することが望ましい。 | ・地域相談指定基準第36条第1項・計画相談指定基準第28条第1項・障害児相談指定基準第28条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 39　事故発生時の対応 | 【４事業共通】（２）事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | ・地域相談指定基準第36条第2項・計画相談指定基準第28条第2項・障害児相談指定基準第28条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（３）利用者へのサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | ・地域相談指定基準第36条第3項・計画相談指定基準第28条第3項・障害児相談指定基準第28条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 40　虐待の防止 | 【４事業共通】（１）虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置  | ・地域相談指定基準第36条の2・計画相談指定基準第28条の2・障害児相談指定基準第28条の2 | □適□不適 |
| 41　会計の区分 | 【４事業共通】（１）事業所ごとに経理を区分するとともに、各事業ごとに会計を区分しているか。※一事業所において複数事業を運営する場合は、事業ごと（地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）に区分する必要がある。 | ・地域相談指定基準第37条・計画相談指定基準第29条・障害児相談指定基準第29条 | □適□不適 |
| 42　記録の整備 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、少なくとも次の記録についてサービスを提供した日から５年間保存しているか。①11（１）のサービス提供記録②地域移行支援計画又は地域定着支援台帳③27の市町村への通知に係る記録④38（２）の苦情の内容等の記録⑤39（２）の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  | ・地域相談指定基準第38条 | □適□不適□該当なし |
| 42　記録の整備 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（２）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、少なくとも次の記録についてサービスを提供した日から５年間保存しているか。①17（14）のサービス提供事業者との調整の記録②相談支援台帳 ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画（障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画）・アセスメントの記録・サービス担当者会議等の記録・モニタリングの結果の記録③27の市町村への通知に係る記録④38（２）の苦情の内容等の記録⑤39（２）の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | ・計画相談指定基準第30条・障害児相談指定基準第30条 | □適□不適□該当なし |
| 43　電磁的記録等 | 【４事業共通】（１）電磁的記録による場合は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報の記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）について、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | ・地域相談指定基準第46条第1項・計画相談指定基準第31条第1項・障害児相談指定基準第31条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）電磁的記録による場合は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することが出来ない方法をいう。）により行っているか。 | ・地域相談指定基準第46条第2項・計画相談指定基準第31条第2項・障害児相談指定基準第31条第2項 | □適□不適□該当なし |

第４　変更の届出等

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　変更の届出 | 【４事業共通】（１）次の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に市長に届け出ているか。また、事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに届け出ているか。①事業所の名称及び所在地②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）④事業所の平面図⑤事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴⑥運営規程⑦当該申請に係る事業に係る給付費の請求に関する事項 | ・法第51条の25第1項、第3項・児童福祉法第24条の32第1項・法施行規則第34条の58・児童福祉法施行規則第25条の26の7 | □適□不適□該当なし |

第５　給付費の算定及び取扱い

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　基本的事項 | 【４事業共通】（１）「介護給付費等単位数表」に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 | ・平24厚告第124号・平24厚告第125号・平24厚告第126号 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）額の算定にあたって、端数処理（1円未満の端数は切捨て）を適切に行っているか。 | ・平24厚告第124号・平24厚告第125号・平24厚告第126号 | □適□不適 |
| ２　地域移行支援サービス費 | 【指定地域移行支援】（１）地域移行支援サービス費(Ⅰ)については、次の①～③のいずれにも該当するものとして届け出た指定事業者が、給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。①指定事業所の従業者のうち、1人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること②指定事業所において、指定地域移行支援を利用した給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において3人以上いること。③指定事業所が精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等との密接な連携体制を確保していること。 | ・平24厚告第124号別表第1の1の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（２）地域移行支援サービス費(Ⅱ)については、次の①～③のいずれにも該当するものとして届け出た指定事業者が、給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。①指定事業所の従業者のうち、1人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること②指定事業所において、指定地域移行支援を利用した給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において1人以上いること。③指定事業所が精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等との密接な連携体制を確保していること。 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（３）地域移行支援サービス費(Ⅲ)については、（１）又は（２）を算定する指定事業者以外の指定事業者が、給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。 | ・平24厚告第124号別表第1の1の注1の2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（４）指定事業者が、地域移行支援計画の作成を行わないで、又は利用者との対面による支援を1月に2日以上行わないで指定地域移行支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 | ・平24厚告第124号別表第1の1の注2 | □適□不適□該当なし |
| ３　地域定着支援サービス費 | 【指定地域定着支援】（１）体制確保費については、指定事業者が、給付決定障害者に対して、指定地域定着支援として、第３の25の常時の連絡体制の確保等を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。 | ・平24厚告第124号別表第2の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域定着支援】（２）緊急時支援費(Ⅰ)については、指定事業者が、給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は第３の26（２）の一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平24厚告第124号別表第2の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域定着支援】（３）地域生活支援拠点等として位置付けられていることを届け出た事業所の場合、（２）の所定単位数にさらに加算しているか。 | ・平24厚告第124号別表第2の注2の2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域定着支援】（４）緊急時支援費(Ⅱ)については、指定事業者が、給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な自体が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう）。に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。※（２）の緊急時支援費(Ⅰ)を算定している場合は、算定できない。 | ・平24厚告第124号別表第2の注2の3 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域定着支援】（５）指定地域定着支援事業者が、第３の20（２）の地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等を行わないで又は第３の25の適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わないで指定地域定着支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 | ・平24厚告第124号別表第2の注3 | □適□不適□該当なし |
| ４　計画相談支援費 | 【指定計画相談支援】（１）サービス利用支援費は、指定特定相談支援事用支援費業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。①機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）　下記基準に適合しているものとして届け出た指定事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定事業所の相談支援専門員の平均員数で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ア　機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）　次のいずれかに該当ａ　他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定事業所　次のいずれにも該当ⅰ　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。ⅱ　24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。ⅲ　指定事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。ⅳ　基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。ⅴ　基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。ⅵ　運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。ⅶ　当該指定特事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ⅷ　当該指定事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。ⅸ　当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数が40未満であること。ｂ　ａ以外の指定事業所　次のいずれにも該当ⅰ　ａのⅰからⅴまでの基準に適合すること。ⅱ　専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ⅲ　取扱件数が四十未満であること。イ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）　次のいずれかに該当ａ　他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定事業所　次のいずれにも該当ⅰ　アaのⅰからⅵまで、ⅷ及びⅸの基準に適合すること。ⅱ　当該指定特事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ｂ　ａ以外の指定事業所　次のいずれにも該当ⅰ　アａのⅰからⅴまでの基準に適合すること。ⅱ　アｂのⅲの基準に適合すること。ⅲ　専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 | ・平24厚告第125号別表の1の注1 | □適□不適 |
| ４　計画相談支援費 | （前頁からの続き）ウ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）　次のいずれかに該当ａ　他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定事業所　次のいずれにも該当ⅰ　アaのⅰ、ⅲからⅵまで及びⅸの基準に適合すること。ⅱ　当該指定特事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計1名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ｂ　ａ以外の指定事業所　次のいずれにも該当ⅰ　アａのⅰ、ⅲからⅴまでの基準に適合すること。ⅱ　アｂのⅲの基準に適合すること。ⅲ　専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。エ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）　次のいずれかに該当ａ　ウａのⅰ及びⅱの基準に適合すること。ｂ　専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。②サービス利用支援費(Ⅰ)　取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。③サービス利用支援費(Ⅱ)　取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。※計画相談支援対象障害者等の数…当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数の合計数とする。※相談支援専門員の平均員数…前6月の平均値。新規に指定を受けた場合は推定数とする。 |  |  |
| 【指定計画相談支援】（２）継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。①機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）　（１）の①機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）と同様②継続サービス利用支援費(Ⅰ)　取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。③継続サービス利用支援費(Ⅱ)　取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 | ・平24厚告第125号別表の１の注2 | □適□不適 |
| 【指定計画相談支援】（３）指定特定相談支援事業者が、第３の17(６)、(９)、(10)若しくは(11)から(13)まで又は(15)に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 | ・平24厚告第125号別表の1の注3 | □適□不適 |
| 【指定計画相談支援】（４）指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 | ・平24厚告第125号別表の1の注4 | □適□不適□該当なし |
| ４　計画相談支援費 | 【指定計画相談支援】（５）指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。 | ・平24厚告第125号別表の1の注5 | □適□不適□該当なし |
| ５　障害児相談支援費 | 【指定障害児相談支援】（１）障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。①機能強化型障害児利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）　４（１）の①機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）と同様②障害児利用支援費(Ⅰ)　取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。③障害児利用支援費(Ⅱ)　取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 | ・平24厚告第126号別表の1の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定障害児相談支援】（２）継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。①機能強化型継続障害児利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）　４（１）の①機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）と同様②継続障害児利用支援費(Ⅰ)　取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。③継続障害児利用支援費(Ⅱ)　取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 | ・平24厚告第126号別表の1の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定障害児相談支援】（３）指定障害児相談支援事業者が、第３の17(６)、(９)、(10)若しくは(11)から(13)まで又は(15)に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 | ・平24厚告第126号別表の1の注3 | □適□不適□該当なし |
| 【指定障害児相談支援】（４）指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していないか。 | ・平24厚告第126号別表の1の注4 | □適□不適□該当なし |
| ６　居宅介護支援費重複減算 | 【指定計画相談支援】（１）居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)については、相談支援専門員が、対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数から減算しているか。 | ・平24厚告第125号別表の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援】（２）居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)については、相談支援専門員が、対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数から減算しているか。 | ・平24厚告第125号別表の1の注7 | □適□不適□該当なし |
| ７　介護予防支援費重複減算 | 【指定計画相談支援】（１）相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、４（２）(③を除く)を算定した場合に、1月につき所定単位数から減算しているか。 | ・平24厚告第125号別表の1の注8 | □適□不適□該当なし |
| ８　特別地域加算 | 【４事業共通】（１）別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等に入院、入所等している給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合、当該地域にに居住している対象障害者等に対して指定地域定着支援、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行った場合に特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める地域…（指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援）平21厚告第176号、（指定障害児相談支援）平24厚告第233号参照 | ・平24厚告第124号別表第1の1の注3・平24厚告第124号別表第2の1の注4・平24厚告第125号別表の1の注9・平24厚告第126号別表の1の注5・平21厚告第176号・平24厚告第233号 | □適□不適□該当なし |
| ９　利用者負担上限額管理加算 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）指定事業者が、第３の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第125号別表の2の注・平24厚告第126号別表の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 10　初回加算 | 【指定地域移行支援】（１）指定事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第124号別表第1の1の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（２）指定事業者において、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。①新規にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成する対象障害者等に対して指定サービス利用支援又は障害児利用支援を行った場合②サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成する月の前6月間において、障害福祉サービス、地域相談支援又は障害児通所支援を利用していない対象障害者等に対して指定サービス利用支援又は障害児利用支援を行った場合 | ・平24厚告第125号別表の3の注1・平24厚告第126号別表の3の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（３）（２）を算定する指定事業者において、指定サービス利用支援又は障害児利用支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を対象障害者等に交付した日までの期間が３月を超える場合であって、当該指定サービス利用支援又は障害児利用支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該対象障害者等の居宅等を訪問し、当該対象障害者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、当該面接をした月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。 | ・平24厚告第125号別表の3の注2・平24厚告第126号別表の3の注2 | □適□不適□該当なし |
| 11　主任相談支援専門員配置加算 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）専ら指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であるものとして市町村長に届け出た指定事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、１月につき所定単位数を加算する。 | ・平24厚告第125号別表の4の注・平24厚告第126号別表の4の注 | □適□不適□該当なし |
| 12　集中支援加算 | 【指定地域移行支援】（１）指定事業者が、決定障害者に対して、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。※13の退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。 | ・平24厚告第124号別表第1の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（２）指定事業者が、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、それぞれ所定単位数を加算しているか。①障害福祉サービス等の利用に関して、対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該対象障害者等の居宅等を訪問し、当該対象障害者等及びその家族に面接する場合②サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況（対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画は障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合③福祉サービス等を提供する機関等（関係機関）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合※①及び②においては、４又は５を算定している月は算定できない。※③においては、４、５、14（１）①又は15を算定している月は算定できない。 | ・平24厚告第125号別表の9の注・平24厚告第126号別表の9の注 | □適□不適□該当なし |
| 13　退院・退所月加算 | 【指定地域移行支援】（１）指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院又は退所等をする日が属する月(翌月に退院、退所等することが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等をする日が属する月の前月)に、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。※当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所後等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。 | ・平24厚告第124号別表第1の3の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（２）（１）を算定する給付決定障害者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、更に1月につき所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第124号別表第1の3の注2 | □適□不適□該当なし |
| 14　入院時情報連携加算 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）対象障害者等が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり､次の①又は②のいずれかにより､当該病院等の職員に対して､当該対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は､支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。①入院時情報連携加算（Ⅰ）　病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該支援対象障害者等に係る必要な情報を提供していること。②入院時情報連携加算（Ⅱ）　①以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該支援対象障害者等に係る必要な情報を提供していること。※必要な情報…心身の状況、生活環境、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況。※情報提供を行った日時、場所（出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがったあった場合については、提出しなければならない。 | ・平24厚告第125号別表の5の注・平24厚告第126号別表の5の注 | □適□不適□該当なし |
| 15　退院・退所加算 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）下記対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス、障害児通所支援又は地域相談支援を利用する場合において、当該対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成し、障害福祉サービス、障害児通所支援又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の対象障害者等について、当該障害福祉サービス、当該障害児通所支援又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた対象障害者等②病院等に入院していた対象障害者等③刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた対象障害者④法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた対象障害者等※10（２）の初期加算を算定している場合は、算定できない。※必要な情報…14の「必要な情報」に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等するべき事項の有無及びその内容。※退院、対処する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その要旨及びサービス等利用計画・障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがったあった場合については、提出しなければならない（サービス等利用計画・障害児支援利用計画において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない）。 | ・平24厚告第125号別表の6の注・平24厚告第126号別表の6の注 | □適□不適□該当なし |
| 16　障害福祉サービスの体験利用加算 | 【指定地域移行支援】（１）障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)については、指定事業者が、給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第124号別表第1の4の注1 | □適□不適□該当なし |
| 16　障害福祉サービスの体験利用加算 | 【指定地域移行支援】（２）障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ)については、指定事業者が、給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合(２(３)を算定している場合を除く。)に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第124号別表第1の4の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（３）運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているものとして届け出た指定事業所において、（１）の障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)又は（２）障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ)を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第124号別表第1の4の注3 | □適□不適□該当なし |
| 17　体験宿泊加算 | 【指定地域移行支援】（１）体験宿泊加算(Ⅰ)については、指定事業者が、給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援（体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。）を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※（２）の体験宿泊加算(Ⅱ)を算定している日は、算定できない。※本加算と（２）の体験宿泊加算(Ⅱ)を合計して15日を限度とする。 | ・平24厚告第124号別表第1の5の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（２）体験宿泊加算(Ⅱ)については、指定事業者が、給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※（１）の体験宿泊加算（Ⅰ）と本加算を合計して15日を限度とする。 | ・平24厚告第124号別表第1の5の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定地域移行支援】（３）運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているものとして届け出た指定事業所において、（１）の体験宿泊加算(Ⅰ)又は（２）の体験宿泊加算(Ⅱ)を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数を加算しているか。。 | ・平24厚告第124号別表第1の5の注3 | □適□不適□該当なし |
| 18　居宅介護支援事業所等連携加算 | 【指定計画相談支援】（１）指定事業者が、対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から⑥までに該当した場合のもの（①から⑥までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。また、対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から⑥までに該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。①対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（指定居宅介護支援等）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業所等。当該対象障害者等が利用する指定援事業所と一体的に運営している場合を除く）に対して、当該対象障害者等の心身の状況等の当該対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合①対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該対象障害者等の居宅等を訪問し、当該対象障害者等及びその家族に面接する場合（４を算定する月を除く）③対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（４を算定する月を除く）④対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（障害者就業・生活支援センター等）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該対象障害者等の心身の状況等の当該対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合⑤対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（４を算定する月を除く）⑥対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（４を算定する月を除く） | ・平24厚告第125号別表の7の注 | □適□不適□該当なし |
| 19　保育・教育等移行支援加算 | 【指定障害児相談支援】（１）指定事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（障害福祉サービス等）を利用している期間において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ①から③までに該当した場合のもの（①から③までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から③までに該当した場合のものを合算した単位数を加算する。①障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（保育所等）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合②障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（５を算定する月を除く）③障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（５を算定する月を除く） | ・平24厚告第126号別表の7の注 | □適□不適□該当なし |
| 20　医療・保育・教育機関等連携加算 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）福祉サービス等（障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画又は障害児利用支援計画を作成した場合に、対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。※10の初回加算を算定する場合及び15の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は、算定できない。 | ・平24厚告第125号別表の8の注・平24厚告第126号別表の8の注 | □適□不適□該当なし |
| 21　サービス担当者会議実施加算 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）指定継続サービス利用支援を又は指定継続障害児利用支援行うに当たり、第３の17（11）に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況（対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同項に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第125号別表の10の注・平24厚告第126号別表の10の注 | □適□不適□該当なし |
| 22　サービス提供時モニタリング加算 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）指定事業所が、当該指定事業所がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成した対象障害者等が利用する障害福祉サービス、障害児通所支援又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス、障害児通所支援又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。※相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定できない。 | ・平24厚告第125号別表の11の注・平24厚告第126号別表の11の注 | □適□不適□該当なし |
| 23　行動障害支援体制加算 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）次の①及び②のいずれにもに適合しているものとして届け出た指定事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。①相談支援専門員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1名以上配置していること。②①に規定する者を配置している旨を公表していること。※強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。 | ・平24厚告第125号別表の12の注・平24厚告第126号別表の12の注 | □適□不適□該当なし |
| 24　要医療児者支援体制加算 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）次の①及び②のいずれにもに適合しているものとして届け出た指定事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。①相談支援専門員のうち、医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずる研修の修了者を1名以上配置していること。②①に規定する者を配置している旨を公表していること。※医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。 | ・平24厚告第125号別表の13の注・平24厚告第126号別表の13の注 | □適□不適□該当なし |
| 25　精神障害者支援体制加算 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）次の①及び②のいずれにもに適合しているものとして届け出た指定事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。①相談支援専門員のうち、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業により行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずる研修の修了者を1名以上配置していること。②①に規定する者を配置している旨を公表していること。※精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。 | ・平24厚告第125号別表の14の注・平24厚告第126号別表の14の注 | □適□不適□該当なし |
| 26　ピアサポート体制加算 | 【４事業共通】（１）次の①から③までのいずれにも適合しているものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。①ピアサポート研修（法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修のうち、障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、下記ア及びイに掲げる者を指定事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。ア　法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと市が認める者（障害者等）イ　管理者、相談支援専門員又は指定事業所の従業者②①に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。③①に掲げるものを配置している旨を公表していること。 | ・平24厚告第124号別表第1の1の2の注・平24厚告第124号別表第2の2の注・平24厚告第125号別表の15の注・平24厚告第126号別表の15の注 | □適□不適□該当なし |
| 27　地域生活支援拠点等相談強化加算 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているものとして届け出た指定事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下、「要支援者」）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。※当該指定事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定事業と指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が地域定着支援サービス費を算定する場合は、算定できない。 | ・平24厚告第125号別表の16の注・平24厚告第126号別表の16の注 | □適□不適□該当なし |
| 28　地域体制強化共同支援加算 | 【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】（１）運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているものとして届け出た指定事業所の相談支援専門員が、対象障害者等の同意を得て、当該対象障害者等に対して、当該対象障害者等に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の３第１項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該対象障害者等に対して指定サービス利用支援又は指定障害児利用支援を行っている指定事業所において、当該対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第125号別表の17の注・平24厚告第126号別表の17の注 | □適□不適□該当なし |
| 29　日常生活支援情報提供加算 | 【指定地域定着支援】（１）指定事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第124号別表第2の3の注 | □適□不適□該当なし |
| 30　居住支援連携体制加算 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）次の①及び②のいずれにも適合しているものとして届け出た指定事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（居住支援法人等）に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。①居住支援法人等との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。②①に規定する体制を確保している旨を公表していること。 | ・平24厚告第124号別表第1の6の注・平24厚告第124号別表第2の4の注 | □適□不適□該当なし |
| 31　地域居住支援体制強化推進加算 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】（１）指定事業所の従業者が、当該指定事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第124号別表第1の7の注・平24厚告第124号別表第2の5の注 | □適□不適□該当なし |

第７　業務管理体制の整備

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　業務管理体制の整備 | 【指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援】（１）業務管理体制を整備し、届出をしているか。①指定事業所が２以上の都道府県に所在する事業者→厚生労働大臣に届出②特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、指定事業所が１の市町村に所在する事業者→市町村長に届出③指定事業所が１の指定都市に所在する事業者→指定都市の長に届出④指定事業所が１の中核市に所在する事業者→中核市の長に届出⑤①～④以外の事業者→都道府県知事に届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所の数 | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 業務管理体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 |
|  |  | 業務執行状況の定期的な監査 |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 |
|  |  | 業務執行状況の監査方法の概要 |

 | ・法第51条の31第2項・法施行規則第34条の61、第34条の62 | □適□不適□該当なし |
| 【指定障害児相談支援】（２）業務管理体制を整備し、届出をしているか。①指定事業所が２以上の都道府県に所在する事業者→厚生労働大臣に届出②指定事業所が１の市町村に所在する事業者→市町村長に届出③①及び②以外の事業者→都道府県知事に届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所の数 | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 業務管理体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 |
|  |  | 業務執行状況の定期的な監査 |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 |
|  |  | 業務執行状況の監査方法の概要 |

※（１）の法第51条の31第2項の届出（一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者）と（２）の児童福祉法第24条の38第2項の届出（障害児相談支援事業者）は、それぞれ個別に必要となる。 | ・児童福祉法第24条の38第2項・児童福祉法施行規則第25条の26の8、第25条の26の9 | □適□不適□該当なし |